

IP化時代の通信端末に関する研究会（第10回）議事要旨（案）

- 1 日時 平成19年6月6日（水）14時00分～15時30分
- 2 場所 三田共用会議所 3階 D・E会議室
- 3 出席者（五十音順、敬称略）
 - (1) 構成員
相田 仁（座長）、浅野 睦八（代理 小林 善和）、稲垣 隆一、大島 正司、
國尾 武光（代理 佐藤 直樹）、後藤 幹雄（代理 美和 晃）、近藤 弘志、
資宗 克行（代理 成宮 憲一）、高橋 伸子、土井 美和子、
花澤 隆（代理 浜田 洋）、平野 晋（座長代理）、藤原 洋（代理 江面 祥行）、
前田 章（代理 真野 宏之）、松島 裕一（代理 山崎 達也）、
三輪 真（代理 柳沼 裕忠）、村上 晃、山田 敏雄（代理 小林 義明）、
弓削 哲也（代理 早田 叔弘）横澤 誠、渡辺 文夫
 - (2) 総務省
森総合通信基盤局長、高橋情報セキュリティ室長、内藤消費者行政課課長補佐、
渡辺電気通信技術システム課長、中村電気通信技術システム課課長補佐
- 4 議題
 - (1) 取りまとめ討議
 - (2) その他
- 5 議事要旨
 - 構成員からの主な発言は以下のとおり
 - ・ 利用者の視点、ビジネスの視点に加えて、社会的な価値への影響を記述するべきではないか。重要インフラや、社会で重要な機能を果たしている産業分野・医療活動・社会活動・市民活動等の変化に関する記述が必要である。
 - ・ 論点の中心は端末とネットワークであるが、両方に関わっているシステム・ミドルウェアも論点になってくるのではないか。相手となる端末が増加していくにつれて重要になり、生産性・イノベーションの問題にも関係するものである。
 - ・ 救済ファンドについては、類似制度がリスク商品の販売等でも用いられているので、簡易・迅速な機能保証と権利救済の仕組みとして活用できるのではないか。

- ・ IP 端末の社会への影響と検討すべき課題については、検討するテーマだけでなく時間軸も描いて、マイルストーンを入れるべきではないか。また、具体化するための検討の場・組織についても記載するべきではないか。
- ・ 紛争解決制度については、事業者が個別に行うことは困難であると思われるので、事業者横断的・統一的なものというイメージになるのではないか
- ・ 取り組みにおいて考慮すべき視点とあるが、挙げられた各項目には前向きなことが記述されているので、表題も前向きな表現がいいのではないか。
- ・ 工事担任者について、現状では工事に関わるイメージが強い資格でありながら、運用等、サービスが開始した後に問題が起こったときに対応するための技術者として、維持・管理からトラブルシューティング関わるとなると、工事会社だけでなく、メーカーにも必要なものとなり全く別の制度になるのではないか。
- ・ 求められる技術者像としては、不具合を予防するような機能を持った人材が必要である。不具合の予防という意味で工事も含めた幅広い知識が求められているのではないか。
- ・ 工事担任者の役割が、配線に立ち会うだけでなく、トラブルシューティング等になるとすれば、今と大きく異なるものができる可能性を含めて今後の資格制度の活用を検討することになるだろう。
- ・ 端末というユーザに一番近いところにある機器には、identification を中心として、信頼のために果たすべき重要な役割がある。また、この点においては国際標準をフォローする必要があり、海外の動きと親和性のある形で進める必要がある。
- ・ 前半部分の将来イメージと後半の社会制度のつながりが見えにくいので、これらを結びつけるような内容があると望ましい。
- ・ 国際競争力の確保、グローバル化への対応により日本の産業力を上げるためには、2010 年以降、ネットワーク・端末・コンテンツ等が垂直統合型になるのか水平分業型になるのかということについても検討が必要ではないか。
- ・ 情報の信頼性、トレーサビリティ等、技術的に確保しようとしている安全・信頼性の確保に関する課題についても記述するべきではないか。
- ・ 認証については機器同士の整合性といった狭い意味で考えるべきではなく、コ

コンテンツの信頼性や identify の話も認証につながるものではないか。

- ・ 接続性の向上において、エンド・トゥ・エンドでの品質の確保とあるが、エンド・トゥ・エンドの範囲や、接続・伝送・通信等のどのような品質を確保するのかということに認識の共有が必要ではないか。
- ・ 端末のテストベッドにおいては、その中で PDCA サイクルが完結しているべきであり、特に評価が重要であるので、国際競争力のためには進んだ感性を持つユーザの感性をどのように取り込んでいくことが大切である。

以上